

総務省独立行政法人評価委員会 統計センター分科会の文書開催について（説明）

平成 2 1 年 2 月
総務省統計局総務課

今回開催の趣旨（分科会の審議内容）

1 分科会長の互選

本分科会については、平成 2 1 年 2 月 2 0 日をもって各委員の任期（ 2 年 ）が満了したところ。基本的に各委員には再任をお願いしているが、堀部政男分科会長におかれては、御高齢のため勇退されることとなった。

これに伴い、新たな分科会長を互選いただく必要が生じているもの。

2 中期目標・中期計画の修正

独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）の中期目標・中期計画については、昨年本分科会において審議いただいたが、当時統計法の全面施行（今年 4 月）後にセンターが行う事務の内容が一部未定だったため、中期目標・中期計画において規定できなかった部分があるところ。

今般、当該事務が明らかになったことに伴い、所要の修正を行う必要が生じているもの。

（修正内容）

「経済センサス」を国勢の基本に関する調査として位置づけ
統計法に基づき、センターが実施する事務である「一般からの委託に応じた統計の作成」「匿名データの提供」「統計データアーカイブの運営」
について、「統計法施行後は、（当該事務を）適切に行う。」旨の記述を追加

独立行政法人統計センター中期目標新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項</p> <p>(1) 次に掲げる総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第85号の国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出すること。</p> <p>国勢調査 事業所・企業統計調査 住宅・土地統計調査 就業構造基本調査 全国消費実態調査 全国物価統計調査 社会生活基本調査 <u>経済センサス</u> 労働力調査 小売物価統計調査（消費者物価指数） 家計調査 個人企業経済調査 科学技術研究調査 サービス産業動向調査 家計消費状況調査 住民基本台帳人口移動報告</p> <p>(2) 上記（1）に掲げる統計調査のほか、新たな国勢の基本に関する統計調査、国勢調査等の実施に必要な試験調査、事後調査等についても総務省が定める基準に基づいて事務を進めること。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項</p> <p>(1) 次に掲げる総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第85号の国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出すること。</p> <p>国勢調査 事業所・企業統計調査 住宅・土地統計調査 就業構造基本調査 全国消費実態調査 全国物価統計調査 社会生活基本調査 労働力調査 小売物価統計調査（消費者物価指数） 家計調査 個人企業経済調査 科学技術研究調査 サービス産業動向調査 家計消費状況調査 住民基本台帳人口移動報告</p> <p>(2) 上記（1）に掲げる統計調査のほか、<u>経済センサス（仮称）</u>その他の新たな国勢の基本に関する統計調査、国勢調査等の実施に必要な試験調査、事後調査等についても総務省が定める基準に基づいて事務を進めること</p>

改正案	現行
<p>2 受託製表に関する事項</p> <p>(3) 平成 21 年度に統計法（平成 19 年法律第 53 号）が全面施行されることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 34 条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行うとともに、同法施行後は、当該統計の作成等を適切に行うこと。</p> <p>3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項</p> <p>(3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、平成 21 年度に統計法が全面施行されることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 36 条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行うとともに、同法施行後は、当該匿名データの提供を適切に行うこと。</p> <p>(4) 国の行政機関の行う統計法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第 33 条に基づく調査票情報の提供、上記 2（3）による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記（3）による匿名データの作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、平成 21 年度に同法が全面施行されることを踏まえ、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うとともに、同法施行後は、統計データアーカイブを適切に運営すること。</p>	<p>2 受託製表に関する事項</p> <p>(3) 平成 21 年度に統計法（平成 19 年法律第 53 号）が全面施行される<u>予定</u>であることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 34 条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行うこと。</p> <p>3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項</p> <p>(3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、平成 21 年度に統計法が全面施行される<u>予定</u>であることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 36 条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行うこと。</p> <p>(4) 国の行政機関の行う統計法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第 33 条に基づく調査票情報の提供、上記 2（3）による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記（3）による匿名データの作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、平成 21 年度に同法が全面施行される<u>予定</u>であることを踏まえ、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うこと。</p>

独立行政法人統計センター中期計画新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項</p> <p>(1) 次に掲げる総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第85号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(以下「国勢調査等」という。)について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国勢調査 事業所・企業統計調査 住宅・土地統計調査 就業構造基本調査 全国消費実態調査 全国物価統計調査 社会生活基本調査 経済センサス 労働力調査 小売物価統計調査(消費者物価指数) 家計調査 個人企業経済調査 科学技術研究調査 サービス産業動向調査 家計消費状況調査 住民基本台帳人口移動報告 <p>(2) 上記(1)に掲げる統計調査のほか、新たな国勢の基本に関する統計調査、国勢調査等の実施に必要な試験調査、事後調査等についても、既存業務の実施状況を勘案しつつ総務省が定める基準に基づいて事務を進める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項</p> <p>(1) 次に掲げる総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第85号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(以下「国勢調査等」という。)について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国勢調査 事業所・企業統計調査 住宅・土地統計調査 就業構造基本調査 全国消費実態調査 全国物価統計調査 社会生活基本調査 労働力調査 小売物価統計調査(消費者物価指数) 家計調査 個人企業経済調査 科学技術研究調査 サービス産業動向調査 家計消費状況調査 住民基本台帳人口移動報告 <p>(2) 上記(1)に掲げる統計調査のほか、<u>経済センサス(仮称)その他の新たな国勢の基本に関する統計調査</u>、国勢調査等の実施に必要な試験調査、事後調査等についても、既存業務の実施状況を勘案しつつ総務省が定める基準に基づいて事務を進める。</p>

改正案	現行
<p>2 受託製表に関する事項</p> <p>(3) 平成 21 年度に統計法(平成 19 年法律第 53 号)が全面施行されることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 34 条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、<u>必要な準備を行うとともに、同法施行後は、当該統計の作成等を適切に行う。</u></p> <p>3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項</p> <p>(3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、平成 21 年度に統計法が全面施行されることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 36 条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、<u>必要な準備を行うとともに、同法施行後は、当該匿名データの提供を適切に行う。</u></p> <p>(4) 国の行政機関の行う統計法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第 33 条に基づく調査票情報の提供、上記 2 (3) による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記 (3) による匿名データの作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、平成 21 年度に同法が全面施行されることを踏まえ、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、<u>運営する準備を行うとともに、同法施行後は、統計データアーカイブを適切に運営する。</u></p>	<p>2 受託製表に関する事項</p> <p>(3) 平成 21 年度に統計法(平成 19 年法律第 53 号)が全面施行される<u>予定</u>であることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 34 条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行う。</p> <p>3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項</p> <p>(3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、平成 21 年度に統計法が全面施行される<u>予定</u>であることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 36 条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行う。</p> <p>(4) 国の行政機関の行う統計法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第 33 条に基づく調査票情報の提供、上記 2 (3) による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記 (3) による匿名データの作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、平成 21 年度に同法が全面施行される<u>予定</u>であることを踏まえ、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行う。</p>

改正案	現行
<p>4 技術の研究に関する事項 (1) 上記1から3までに掲げる業務に必要な技術について、次の及びの研究に重点的に取り組む。また、研究成果を業務運営に十分に活用し、調査環境の変化や統計利用者のニーズの多様化に的確に対応する。</p> <p>オートコーディングシステムの研究 調査票の記入内容の統計分類符号への格付を自動的に行うオートコーディングシステムの研究を行う。</p> <p>特に、次に掲げる符号格付業務に研究成果を実際に適用するとともに、その適用に当たっては、格付率等の定量的な目標を年度計画で明らかにしつつ、業務の効率化と品質の維持向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年に調査実施が予定されている住宅・土地統計調査の市区町村コード付与 ・ 平成21年に調査実施が予定されている経済センサスの産業分類符号格付 ・ 平成23年に調査実施が予定されている社会生活基本調査の生活行動分類符号格付 また、次に掲げる符号格付業務についても実用化に向けた研究を推進する。 ・ 平成21年に調査実施が予定されている全国消費実態調査の収支項目分類符号格付 ・ 平成22年に調査実施が予定されている国勢調査の産業分類、職業分類符号格付 ・ 平成24年に調査実施が予定されている就業構造基本調査の産業分類、職業分類符号格付 	<p>4 技術の研究に関する事項 (1) 上記1から3までに掲げる業務に必要な技術について、次の及びの研究に重点的に取り組む。また、研究成果を業務運営に十分に活用し、調査環境の変化や統計利用者のニーズの多様化に的確に対応する。</p> <p>オートコーディングシステムの研究 調査票の記入内容の統計分類符号への格付を自動的に行うオートコーディングシステムの研究を行う。</p> <p>特に、次に掲げる符号格付業務に研究成果を実際に適用するとともに、その適用に当たっては、格付率等の定量的な目標を年度計画で明らかにしつつ、業務の効率化と品質の維持向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年に調査実施が予定されている住宅・土地統計調査の市区町村コード付与 ・ 平成21年に調査実施が予定されている経済センサス(仮称)の産業分類符号格付 ・ 平成23年に調査実施が予定されている社会生活基本調査の生活行動分類符号格付 また、次に掲げる符号格付業務についても実用化に向けた研究を推進する。 ・ 平成21年に調査実施が予定されている全国消費実態調査の収支項目分類符号格付 ・ 平成22年に調査実施が予定されている国勢調査の産業分類、職業分類符号格付 ・ 平成24年に調査実施が予定されている就業構造基本調査の産業分類、職業分類符号格付

独立行政法人統計センター中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項に基づき、独立行政法人統計センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成 20 年 2 月 29 日

総務大臣 増田 寛也

序文

公的統計は、戦後復興期の制度及び統計機構の建て直し以来、国や地方公共団体における政策運営、行政施策の企画立案に不可欠な基礎資料として機能し、我が国の経済成長と活力ある豊かな社会形成を支え、国民生活の安寧に寄与してきた。近年は、政策評価等による行政運営の透明性・信頼性の確保、我が国の産業・経済に対する国際的な評価、さらには企業活動及び国民生活における合理的な意思決定を支える情報として、公的統計の多角的な利活用が進んでおり、公的統計に求められる機能や役割もより高度化・多様化してきている。

特に、本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化等の社会構造変化と産業・経済の国境を越えたグローバル化が急速に進展する今日、我が国が国民経済の健全な発展と国民生活の充実・向上を将来にわたって持続的に実現していくためには、新しい社会経済システムの形成に向けた行財政制度の諸改革とともに、これらを支える詳細かつ精度の高い公的統計の体系的かつ効率的な整備と、それを国や地方公共団体そして国民一般の多目的かつ複合的な利用に広く供することが重要となってきた。

このような背景の下、政府は、公的統計制度の基本的姿勢を「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へと転換し、新・統計法の制定を始め、公的統計体系の再構築、ビジネスフレームの整備、オーダーメイド集計及び匿名データの提供など、公的統計の充実及び機能強化を図る抜本的な制度改革に着手している。しかしながら、調査環境が一層厳しさを増し、また、厳しい行財政事情の中、行政組織の枠組みのみで、公的統計の品質の維持・向上を図り、高度な統計処理の専門性を要する新たなサービス提供を展開することは必ずしも容易ではなく、その実現には、我が国の中央統計機関の一翼として、公的統計制度の基盤となる役割を過去一貫して担ってきた統計センターの機能発揮が不可欠と言える。

公的統計制度と独立行政法人制度の見直しが進められている今、独立行政法人統計センターにおいては、不断の努力によって高めた能力・技術の業務への適用、民間開放等の新しい統計作成リソースの有効活用、職員の専門性の向上と中核的業務への重点配置等により、従前にも増して生産性が高く、効率的で機動的な法人運営の実現を図るとともに、専門的な技術と信頼に裏打ちされた正確で質の高い公的統計の作成と新たな価値を創造する有用なサービス提供を展開するものとし、我が国の公的統計制

度の改善・発達並びに国民経済の健全な発展及び国民生活の充実・向上に寄与するよう、その機能を最大限に発揮するものとする。

第1 中期目標の期間

平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営の高度化・効率化に関する事項

(1) 業務経費及び一般管理費(運営費交付金の総額から退職手当を含む人件費及び周期統計調査に係る経費を除いたもの)について、新規追加、拡充部分を除き、期末年度(平成24年度)までに、前期末年度(平成19年度)の該当経費相当に対する割合を85%以下とすること。

(2) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行うとともに、業務量及びコストの分析を踏まえ、期末(平成24年度末)の常勤役職員数を前期末(平成19年度末)の94%以下とすること。

(3) 現状の給与水準について適切かどうか検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況について公表すること。

(4) 大規模周期調査の符号格付業務について民間開放等を積極的に推進すること。特に、平成22年国勢調査における同業務について、平成21年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を行うこと。

(5) 情報通信技術の積極的な導入・活用を図ることにより、生産性を向上させ、業務運営の高度化、効率化を推進すること。

2 効率的な人員の活用に関する事項

(1) 効率的な製表業務の推進に必要な高度な技術の継承・発展を図るため、研修等により職員的能力開発を積極的に行うこと。

(2) 業務の性格に応じた機能的な組織体制の整備や人員の重点的配置を行うとともに、間接部門を中心とした業務内容及び業務体制の見直しを行い、能率的な業務運営と業務・組織のスリム化を推進すること。

3 業務・システムの最適化に関する事項

「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」を着実に推進すること。

4 随意契約の見直しに関する事項

(1) 「公共調達適正化」(平成18年8月25日財計第2017号)を踏まえ、及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、独立行政法人統計センターが策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施し、契約内容の公開及び随意契約の見直しの徹底を図り、業務運営の一層の透明性の確保と効率化を図るとともに、毎年度その取組状況について公表すること。

(2) 監事による監査において、入札・契約の内容についてチェックを受けること。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

(1) 次に掲げる総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第85号の国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(以下「国勢調査等」という。)について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出すること。

国勢調査

事業所・企業統計調査

住宅・土地統計調査

就業構造基本調査

全国消費実態調査

全国物価統計調査

社会生活基本調査

労働力調査

小売物価統計調査(消費者物価指数)

家計調査

個人企業経済調査

科学技術研究調査

サービス産業動向調査

家計消費状況調査

住民基本台帳人口移動報告

(2) 上記(1)に掲げる統計調査のほか、経済センサス(仮称)その他の新たな国勢の基本に関する統計調査、国勢調査等の実施に必要な試験調査、事後調査

等についても総務省が定める基準に基づいて事務を進めること。

2 受託製表に関する事項

- (1) 次に掲げる統計調査等について、国の行政機関からの委託を受けて製表業務を行うほか、総務省が国勢調査等の集計の一環として指定する地方別集計、人事院及び財務省による家計調査の特別集計、人事院による全国消費実態調査の特別集計について、地方公共団体並びに人事院及び財務省の委託を受けてこれらに係る製表業務を行うこと。受託製表を行うに当たっては、上記1の国勢調査等の製表業務を圧迫しないようにするとともに、コスト管理を徹底すること。

国家公務員給与等実態調査（人事院）

職種別民間給与実態調査（人事院）

民間企業の勤務条件制度等調査（人事院）

国家公務員退職手当実態調査（総務省）

地方公務員給与実態調査（総務省）

公害苦情調査（総務省）

雇用動向調査（厚生労働省）

賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

商業統計調査（経済産業省）

旅客自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）

貨物自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）

内航船舶輸送統計調査（国土交通省）

船員労働統計調査（国土交通省）

建設工事統計調査（国土交通省）

建築着工統計調査（国土交通省）

建築物滅失統計調査（国土交通省）

住宅用地完成面積調査（国土交通省）

建設総合統計（国土交通省）

- (2) 上記(1)の受託製表のほか、国の行政機関及び地方公共団体の行う公的統計の整備を支援するため、上記1の国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲内で、国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を行うこと。なお、これらの製表業務の受託に当たっては、実費に相当する費用の徴収を原則とし、コスト管理を徹底すること。

- (3) 平成21年度に統計法（平成19年法律第53号）が全面施行される予定であることを踏まえ、同法第37条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第34条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等を受益者負担の原則の下、平成21年度から開始することを視野に、必要な準備を行うこと。

3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項

- (1) 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、平成20年度から政府統計共同利用システムの運営管理を行うこと。
- (2) 統計法第27条に基づく事業所母集団データベースの整備について、総務省が定める基準に基づき事務を進めること。
- (3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、平成21年度に統計法が全面施行される予定であることを踏まえ、同法第37条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第36条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、平成21年度から開始することを視野に、必要な準備を行うこと。
- (4) 国の行政機関の行う統計法第32条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第33条に基づく調査票情報の提供、上記2(3)による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記(3)による匿名データの作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、平成21年度に同法が全面施行される予定であることを踏まえ、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うこと。
- (5) 地域メッシュ統計、社会生活統計指標、推計人口等の加工統計の作成を始めとする統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理について、総務省が定める基準に基づいて事務を実施すること。

4 技術の研究に関する事項

- (1) 上記1から3までに掲げる業務に必要な技術について、符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に重点化するとともに、研究成果を業務運営に十分に活用し、調査環境の変化や統計利用者のニーズの多様化に的確に対応できるように努めること。
- (2) できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図ること。

5 その他

上記1から4までに掲げる業務を行うに当たっては、製表結果の精度確保や秘密の保護のために必要な措置を講じること。

第4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する事項

1 就業規則の整備等

独立行政法人整理合理化計画に基づく役職員の非公務員化に向けて、就業規則の整備等の必要な準備を遺漏なく行うこと。

2 情報セキュリティ対策及び危機管理の徹底

調査票情報、公表前情報その他の保有する情報を保全し、業務の確実な実施を確保する観点から、情報セキュリティ対策を徹底するとともに、災害や緊急事態に即応可能な危機管理を徹底すること。

3 環境への配慮

環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した適切な対応を図るよう努めること。

4 コンプライアンスの徹底

業務運営及び公的統計に対する信頼性を確保する観点から、コンプライアンスを徹底すること。

独立行政法人統計センター中期計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項に基づき、独立行政法人統計センターの平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間ににおける中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の高度化・効率化に関する事項

- (1) 能力、技術、調査別・工程別投入量、コスト構造等を分析し、当該分析結果を年度計画における目標に反映する等の P D C A サイクルの有効な活用により、計画的に業務運営の高度化・効率化を推進する。
- (2) 「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」の実施等により、業務経費及び一般管理費（運営費交付金の総額から退職手当を含む人件費及び周期統計調査に係る経費を除いたもの）について、新規追加、拡充部分を除き、期末年度（平成 24 年度）までに、前期末年度（平成 19 年度）の該当経費相当に対する割合を 85% 以下とする。
- (3) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行い、平成 23 年度末の常勤役職員数を平成 17 年度末の常勤役職員数（912 人）の 92.6% 以下にするとともに、業務量及びコストの分析を踏まえ、期末（平成 24 年度末）の常勤役職員数を前期末（平成 19 年度末）の 94% 以下とする。
- (4) 役職員の給与について現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況について公表する。
- (5) 大規模周期調査の符号格付業務について民間開放等を積極的に推進する。特に、平成 21 年全国消費実態調査について民間開放を推進するとともに、同調査の民間開放の実施状況等も踏まえ、平成 22 年国勢調査における符号格付業務について、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を行う。
- (6) 符号格付、データエディティング、結果表審査等の業務について、情報通信技術を積極的に導入・活用することにより、生産性を向上させ、業務運営の高度化・効率化を図る。

2 効率的な人員の活用に関する事項

- (1) 効率的な製表業務の推進に必要な高度な技術の継承・発展を図るため、研修等により職員の能力開発を行うとともに、必要に応じ、研修体系の見直しを図る。
- (2) 業務の性格に応じた機能的な組織体制の整備や人員の重点的配置を行うことにより能率的な業務運営を確保するとともに、総務部門、管理・企画部門については、業務内容及び業務体制の見直しを行い、組織のスリム化を推進する。
また、製表部門については、民間開放や非常勤職員・派遣職員等の積極的活用、業務の集約、意思決定の簡素化等の業務プロセスの見直し等により効率化を図るとともに、職員を新たな業務も含めた中核的業務に重点配置する。

3 業務・システムの最適化に関する事項

「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」を着実に推進する。

4 随意契約の見直しに関する事項

- (1) 「公共調達の適正化」(平成18年8月25日財計第2017号)を踏まえ、及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、独立行政法人統計センターが策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施し、契約内容の公開及び随意契約の見直しの徹底を図り、業務運営の一層の透明性の確保と効率化を図るとともに、毎年度その取組状況について公表する。
- (2) 監事による監査において、入札・契約の内容についてチェックを受ける。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

- (1) 次に掲げる総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第85号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(以下「国勢調査等」という。)について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出する。

国勢調査

事業所・企業統計調査

住宅・土地統計調査

就業構造基本調査

全国消費実態調査
全国物価統計調査
社会生活基本調査
労働力調査
小売物価統計調査（消費者物価指数）
家計調査
個人企業経済調査
科学技術研究調査
サービス産業動向調査
家計消費状況調査
住民基本台帳人口移動報告

（２）上記（１）に掲げる統計調査のほか、経済センサス（仮称）その他の新たな国勢の基本に関する統計調査、国勢調査等の実施に必要な試験調査、事後調査等についても、既存業務の実施状況を勘案しつつ総務省が定める基準に基づいて事務を進める。

２ 受託製表に関する事項

（１）次に掲げる統計調査等について、国の行政機関からの委託を受けて委託者が明示する基準に基づき製表業務を行うほか、総務省が国勢調査等の集計の一環として指定する地方別集計、人事院及び財務省による家計調査の特別集計、人事院による全国消費実態調査の特別集計について、地方公共団体並びに人事院及び財務省の委託を受けて委託者が明示する基準に基づきこれらに係る製表業務を行う。受託製表を行うに当たっては、上記１の国勢調査等の製表業務を圧迫しないようにするとともに、コスト管理を徹底する。

国家公務員給与等実態調査（人事院）
職種別民間給与実態調査（人事院）
民間企業の勤務条件制度等調査（人事院）
国家公務員退職手当実態調査（総務省）
地方公務員給与実態調査（総務省）
公害苦情調査（総務省）
雇用動向調査（厚生労働省）
賃金構造基本統計調査（厚生労働省）
商業統計調査（経済産業省）
旅客自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）
貨物自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）
内航船舶輸送統計調査（国土交通省）
船員労働統計調査（国土交通省）

建設工事統計調査（国土交通省）
建築着工統計調査（国土交通省）
建築物滅失統計調査（国土交通省）
住宅用地完成面積調査（国土交通省）
建設総合統計（国土交通省）

(2) 上記 (1) の受託製表のほか、国の行政機関及び地方公共団体の行う公的統計の整備を支援するため、上記 1 の国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲内で、国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を行う。なお、これらの製表業務の受託に当たっては、実費に相当する費用の徴収を原則とし、コスト管理を徹底する。

(3) 平成 21 年度に統計法（平成 19 年法律第 53 号）が全面施行される予定であることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 34 条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行う。

3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項

(1) 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) に基づき、平成 20 年度から政府統計共同利用システムの運営管理を行う。

(2) 統計法第 27 条に基づく事業所母集団データベースの整備について、総務省が定める基準に基づき事務を進める。

(3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、平成 21 年度に統計法が全面施行される予定であることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 36 条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行う。

(4) 国の行政機関の行う統計法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第 33 条に基づく調査票情報の提供、上記 2 (3) による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記 (3) による匿名データの作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、平成 21 年度に同法が全面施行される予定であることを踏まえ、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構

築し、運営する準備を行う。

- (5) 地域メッシュ統計、社会生活統計指標、推計人口等の加工統計の作成を始めとする統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理について、総務省が定める基準に基づいて事務を実施する。

4 技術の研究に関する事項

- (1) 上記1から3までに掲げる業務に必要な技術について、次の及びの研究に重点的に取り組む。また、研究成果を業務運営に十分に活用し、調査環境の変化や統計利用者のニーズの多様化に的確に対応する。

オートコーディングシステムの研究

調査票の記入内容の統計分類符号への格付を自動的に行うオートコーディングシステムの研究を行う。

特に、次に掲げる符号格付業務に研究成果を実際に適用するとともに、その適用に当たっては、格付率等の定量的な目標を年度計画で明らかにしつつ、業務の効率化と品質の維持向上を図る。

- ・ 平成20年に調査実施が予定されている住宅・土地統計調査の市区町村コード付与
- ・ 平成21年に調査実施が予定されている経済センサス（仮称）の産業分類符号格付
- ・ 平成23年に調査実施が予定されている社会生活基本調査の生活行動分類符号格付

また、次に掲げる符号格付業務についても実用化に向けた研究を推進する。

- ・ 平成21年に調査実施が予定されている全国消費実態調査の収支項目分類符号格付
- ・ 平成22年に調査実施が予定されている国勢調査の産業分類、職業分類符号格付
- ・ 平成24年に調査実施が予定されている就業構造基本調査の産業分類、職業分類符号格付

データエディティングに関する研究

データエディティングにおける調査票の未回答事項に対する機械的な補完方法等の研究、検証を行う。

特に、国勢調査等の製表に研究成果、検証結果を実際に適用することとし、業務の効率化と品質の維持向上を図る。

- (2) 上記(1)の研究に当たっては、国際的な動向等に関する情報収集や、必要

に応じて国内外の大学や官民の研究所、国際機関、諸外国の統計機関等の外部の機関との間で技術協力や連携も併せて実施する。

5 その他

上記1から4までに掲げる業務を行うに当たっては、製表結果の精度確保や秘密の保護のために必要な措置を講じる。

第3 予算（人件費の見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画 別添1のとおり

第4 短期借入金の限度額

各年度の運営費交付金等の交付期日にずれが生じることが想定されるため、短期借入金を借りることができるものとし、その限度額を24億円とする。

第5 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、次の購入等に充てる。

- 1 情報通信機器その他情報システムの整備
- 2 人材育成、能力開発
- 3 職場環境の改善
- 4 広報、成果の発表

第7 その他の業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画
該当なし

- 2 人事に関する計画
別添2のとおり

- 3 積立金の処分に関する計画
該当なし

4 その他業務運営に関する事項

(1) 就業規則の整備等

役職員の非公務員化に向けて、就業規則の整備等の必要な準備を進める。

(2) 情報セキュリティ対策及び危機管理の徹底

情報セキュリティ対策の徹底

調査票情報、公表前情報その他の保有する情報を保全し、業務の確実な実施を確保する観点から、

- ・ 毎年 1 回以上、全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施
- ・ 「独立行政法人統計センター情報セキュリティポリシー」の内容に対する全職員の理解度について、定量的な目標を毎年度設定し、職員の情報セキュリティに関する理解を促進
- ・ 平成 19 年度に認証取得した I S M S (ISO(JISQ)27001) に基づくマネジメントシステムを的確に運用しつつ、I S M S の適用範囲を拡大等の更なる情報セキュリティ対策を講じ、情報セキュリティに関する事故の発生を未然に防止し、情報管理の徹底を図る。

危機管理の徹底

危機管理体制の点検を毎年度実施し、災害や緊急事態に即応できるような体制を保持するなどの危機管理を徹底する。

(3) 環境への配慮

環境保全の観点から、環境への負荷の低減に資する製品の使用を推進するなど環境に与える影響に配慮した適切な対応を図る。

(4) コンプライアンスの徹底

業務運営及び公的統計に対する信頼性を確保する観点から、コンプライアンスを徹底する。

このため、コンプライアンスに対する意識の醸成に向けた研修を実施するとともに、必要に応じて監査を行う。

(5) 職員の安全・健康管理

職員の健康の維持・増進を図るため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の法令を遵守し、職員の定期健康診断や産業医による職場巡視、衛生委員会の開催等を確実に実施する。また、職員の安全管理に関し必要な措置を講じる。